

平成18年 8 月臨時会

# 横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成18年 8 月22日 開会

平成18年 8 月22日 閉会

横 芝 光 町 議 会

# 平成 1 8 年 8 月横芝光町議会臨時会会議録目次

## 第 1 号 ( 8 月 2 2 日 )

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会の宣告.....	3
開議の宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期決定の件.....	3
東総衛生組合議員の選挙.....	3
議案第 1 号～議案第 1 0 号の上程、説明.....	4
議案第 1 号の質疑、討論、採決.....	9
議案第 2 号の質疑、討論、採決.....	12
議案第 3 号の質疑、討論、採決.....	12
議案第 4 号の質疑、討論、採決.....	13
議案第 5 号の質疑、討論、採決.....	13
議案第 6 号の質疑、討論、採決.....	14
議案第 7 号の質疑、討論、採決.....	15
議案第 8 号の質疑、討論、採決.....	16
議案第 9 号の質疑、討論、採決.....	16
議案第 1 0 号の質疑、討論、採決.....	17
閉会の宣告.....	17
署名議員.....	19

## 平成18年8月横芝光町議会臨時会

### 議事日程(第1号)

平成18年8月22日(火曜日)午後4時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定の件
- 日程第 3 東総衛生組合議員の選挙
- 日程第 4 議案第1号ないし議案第10号について(町長提案理由説明)
- 日程第 5 議案第 1号 指定管理者の指定について(横芝光町集会所)
- 日程第 6 議案第 2号 指定管理者の指定について(横芝光町共同利用施設)
- 日程第 7 議案第 3号 指定管理者の指定について(横芝光町駅前広場)
- 日程第 8 議案第 4号 指定管理者の指定について(横芝光町老人憩の家)
- 日程第 9 議案第 5号 指定管理者の指定について(横芝光町福祉作業所)
- 日程第10 議案第 6号 指定管理者の指定について(横芝光町公園・社会体育施設)
- 日程第11 議案第 7号 平成18年度横芝光町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 議案第 8号 横芝光町教育委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第 9号 横芝光町監査委員の選任について
- 日程第14 議案第10号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(29名)

1番	齊 藤	隆 君	2番	椎 名	文 雄 君
3番	木 島	昇 君	5番	越 川	一 雄 君
6番	五木田	平 和 君	7番	早 川	光 彦 君
8番	川 島	仁 君	9番	杉 森	汎 君
10番	・ 梅	喜 作 君	11番	永 ・ 貞 ・	君

12番	川島富士子君	13番	鈴木克征君
14番	野村和好君	15番	山崎貞一君
16番	鈴木輝男君	17番	伊・囿樹君
18番	嘉瀬清之君	19番	平山治布君
20番	深田正治君	21番	川島透君
22番	鈴木唯夫君	23番	八・健一君
24番	伊藤良一君	25番	川島勝美君
26番	加瀬秀夫君	27番	渡辺豊君
28番	小川征四郎君	30番	鈴木俊君
32番	・屋英夫君		

欠席議員（2名）

29番	越川輝男君	31番	越川洋一君
-----	-------	-----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	理事	海保英之君
理事	小川利昭君	理事	斉藤俊一君
総務課長	海保要君	企画財政課長	林英次君
住民課長	瀬理和夫君	都市建設課長	小堀正博君
福祉課長	高蝶文徳君	教育長	海保教之君
社会文化課長	布施勇君		

職務のため出席した者の職氏名

局長	越川岳	書記	實川裕宣
書記	須合京子		

#### 開会の宣告

議長（伊藤良一君） これより平成18年8月横芝光町議会臨時会を開会いたします。

（午後 4時00分）

#### 開議の宣告

議長（伊藤良一君） 直ちに会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般のご報告を申し上げます。

最初に、議長の出席要求に対する出席者についてはお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、本日町長から議案の送付があり、これを受理いたしましたので、ご報告いたします。

次に、越川洋一君から欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。

#### 会議録署名議員の指名

議長（伊藤良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長から指名いたします。

3番 木 島 昇 君

30番 鈴木 俊 君

をお願いいたします。

#### 会期決定の件

議長（伊藤良一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日に決定しました。

#### 東総衛生組合議員の選挙

議長（伊藤良一君） 日程第3、東総衛生組合議員の選挙を行います。

本件につきましては、町長が副管理者となったことから、組合議員を1名増員するもの  
あります。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思  
いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、選挙の方法は指名推選によることに決定いた  
しました。

指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認めます。

議長において指名することに決定いたしました。

東総衛生組合議員に川島透君を指名します。

ただいま議長において指名した川島透君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認めます。

ただいま東総衛生組合議員に当選されました川島透君が議場におられます。会議規則第33  
条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

#### 議案第1号～議案第10号の上程、説明

議長（伊藤良一君） 日程第4、議案第1号ないし議案第10号についてを一括議題といたし  
ます。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 引き続き、お疲れさまでございます。

本日ここに平成18年横芝光町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位には時節  
柄、ご多忙の中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、今議会に提案いたしました各議案の提案理由説明を申し上げます。

6月議会において指定管理者の選定の手続に関する条例の制定及び集会所等の条例の一部

改正について議決をいただいておりますが、今議会に上程する第1号議案から第6号議案は、指定管理者の指定についてお願いをするものでございます。

議案第1号は、横芝光町集会所の指定管理者の指定についてでございます。

議案第2号は、横芝光町共同利用施設の指定管理者の指定についてでございます。

議案第3号は、横芝光町駅前広場の指定管理者の指定についてでございます。

議案第4号は、横芝光町老人憩の家の指定管理者の指定についてでございます。

議案第5号は、横芝光町福祉作業所の指定管理者の指定についてでございます。

議案第6号は、横芝光町公園、社会体育施設の指定管理者の指定についてでございます。

以上、申し上げました議案は横芝光町集会所等の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めべく、提案したものでございます。

議案第7号の平成18年横芝光町一般会計補正予算（第1号）についてであります。本案は千葉海区漁業調整委員会委員補欠選挙に伴う人件費等及び指定管理者制度の導入に伴う施設管理等に要する費用に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ70万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億9,570万9,000円とすべく提案したものであります。

議案第8号の横芝光町教育委員会委員の任命についてであります。本案は横芝光町教育委員会委員として日下部章氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めべく提案したものでございます。

議案第9号の横芝光町監査委員の選任についてであります。本案は横芝光町代表監査委員として大木國臣氏を選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めべく提案をしたものであります。

議案第10号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は任期満了となります人権擁護委員、神保誠氏を引き続き同委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めべく提案をいたしたものでございます。

以上、このたび提案いたしました案件についてその概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より補足説明を加えさせますので、よろしくご審議をくださいますようお願いいたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、担当課長の補足説明を求めます。

議案第1号、第2号について企画財政課長、林英次君。

〔企画財政課長 林 英次君登壇〕

企画財政課長（林 英次君） それでは、議案第1号、第2号について一括してご説明をさせていただきます。

横芝光町集会所及び共同利用施設にかかわります指定管理者の指定についてをご説明させていただきます。本案は1ページから4ページに掲げさせていただきました表の、町設置の曽根合集会所ほか30施設及び5ページから6ページに掲げさせていただきました中台共同利用施設ほか11施設につきまして、それぞれの区を指定管理者として指定させていただきたく承認を求めます。

なお、これら施設の団体や指定の期間につきましては、今月4日に開催されました指定管理者選定委員会の審査をへて、候補者として選定させていただいたものでございます。現在、これらの施設につきましては、いずれも地域住民のコミュニティーの拠点として地域に密着した形で利用されている施設でございます。管理方法につきましても利用の許可、施設の維持管理等を各区が経費を負担して運営をしているところでございます。このようなことから、今後も地域の活動拠点として住民の要望に柔軟に対応していくためには、これらの施設を利用している団体が管理することが最も適しているとのことから、指定管理者の指定等に関する条例の規定を適用させていただきまして、現在の集会所及び共同利用施設を管理している区を指定管理者の候補者として選定させていただいたものでございます。

なお、指定の期間であります。先ほどの全員協議会でご説明させていただいたとおり、基本方針7の指定期間を5年間とするという規定を適用させていただきまして、いずれも平成18年9月1日から平成23年3月31日までとさせていただいたものでございます。

以上、簡単でございますが、説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

〔企画財政課長 林 英次君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第3号について都市建設課長、小堀正博君。

〔都市建設課長 小堀正博君登壇〕

都市建設課長（小堀正博君） それでは、議案第3号の指定管理者の指定について横芝光町駅前広場につきまして説明をさせていただきます。

議案つづりの7ページをお開きいただきたいと思います。

指定管理者の指定について（横芝光町駅前広場）。



次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

施設といたしましては、横芝光町駅前広場、指定管理者となる団体の名称につきましては、横芝光町東町区、指定期間といたしましては、平成18年9月1日から平成20年3月31日までということでございます。指定管理者になる団体並びに指定期間につきましては、先ほど町長の方からご説明がありましたとおり、第1回目の指定にかかわる特例措置といたしまして、町外郭団体等の段階的な改革を推進するため、受託団体の設立の経緯及び組織体制の整備状況、管理委託の経緯等を踏まえまして、第1回目の指定に限り、指定の期間を20年の3月までとし、従来の受託者等、指定管理者の候補として指定するものでございます。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔都市建設課長 小堀正博君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第4号、5号について福祉課長、高蝶文徳君。

〔福祉課長 高蝶文徳君登壇〕

福祉課長（高蝶文徳君） それでは、議案第4号、第5号につきまして補足説明をさせていただきます。

議案第4号につきましては、議案つづり9ページをごらんいただきたいと思います。

指定管理者の指定について、横芝光町老人憩の家。

次のとおり指定管理者を指定することについて地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設としましては、横芝光町老人憩の家。

指定管理者となる団体の名称が社団法人横芝光町シルバー人材センター、指定の期間が平成18年9月1日から平成20年3月31日までとするものであります。

続きまして、議案第5号につきましては、11ページをごらんいただきたいと思います。

指定管理者の指定について、横芝光町福祉作業所。

次のとおり指定管理者を指定することについて地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称としましては、横芝光町福祉作業所、指定管理者となる団体の名称が社会福祉法人横芝光町社会福祉協議会、指定の期間としましては、平成18年9月1日から平成20年3月31日までとするものであります。

議案第4号、第5号につきましては、今までご説明がありましたように、公の施設の管理

については指定管理者によるという制度に基づきまして、今回議会の議決をいただきたいというものでございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 高蝶文徳君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第6号について社会文化課長、布施勇君。

〔社会文化課長 布施 勇君登壇〕

社会文化課長（布施 勇君） それでは、議案第6号 指定管理者の指定について横芝光町公園、社会体育施設の説明をさせていただきます。

13ページをお開きいただきたいと思います。

本案も地方自治法の一部改正により、公の施設の管理等について指定管理者制度へ改められたことに伴いまして、町の公園及び社会体育施設の指定管理者の指定について地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものでございます。指定管理者を指定する施設名でございますが、栗山平和公園、ふれあい坂田池公園、光文化の森公園、光スポーツ公園、光しおさい公園、サッカー場を除くものであります。栗山野球場、東陽野球場、横芝B&G海洋センター、光B&G海洋センター、横芝光町体育館、横芝長山台桜ヶ丘公園、以上の11件でございます。

なお、管理等の内容につきましては、全員協議会でご説明をさせていただいたとおりでございますので、省略させていただきます。

また、指定管理者となる団体の名称でございますが、いずれも横芝光町指定管理者制度導入基本方針によりまして、現在の施設の管理受託者であります財団法人横芝光町文化スポーツ振興財団、それから指定の期間につきましてもいずれも平成18年9月1日から平成20年3月31日まででございます。慎重審議の上、可決、承認くださいますようお願い申し上げます。

〔社会文化課長 布施 勇君降壇〕

議長（伊藤良一君） 次に、議案第7号について企画財政課長、林英次君。

〔企画財政課長 林 英次君登壇〕

企画財政課長（林 英次君） それでは、議案第7号の平成18年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、本年度第1回目の補正予算でございます。歳入歳出予算の補正、第1条にうたっておりますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億9,570万9,000円とするものであります。主な補正内

容といたしましては、本年9月1日から導入されます指定管理者制度の導入に伴いまして、関係施設の管理等に要する経費の調整、そして千葉海区漁業調整委員会委員補欠選挙に伴う人件費等を計上させていただいたものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

3、歳出でございます。2款総務費、4項選挙費、7目海区漁業調整委員会委員選挙費、103万1,000円の補正でございます。欠員補充に伴います選挙の経費が主なものでございます。

続きまして、7款土木費、4項都市計画費、3目駅前広場管理費の駅前広場管理事業でございますが、32万2,000円の減額補正でございます。現在、東町区に駅前の駐車場管理を委託しておりますところでございますが、この9月1日から導入されます指定管理者制度への移行に伴いまして、関係経費を調整するものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

9款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費でございますが、これも指定管理者制度導入に伴います経費の調整でございます。補正額そのものには変更はございません。現在、文化スポーツ振興財団に係る諸施設の運営費を補助金で支出しておりますが、今回の制度導入に伴いまして、組みかえるというものでございます。

戻りまして、6ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございますが、これら支出にかかります財源で選挙経費に係ります県からの委託金、96万5,000円と前年度繰越金25万6,000円の減額により財源調整をしたものでございます。

以上で、平成18年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

〔企画財政課長 林 英次君降壇〕

議長（伊藤良一君） 議案第8号、第9号、第10号は人事案件につき補足説明を省略いたします。

以上で執行部からの提案理由の説明を終結いたします。

議案第1号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第5、議案第1号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 第1号議案について先ほど来、全員協議会でいろいろ質疑もされておりましたので、それに重複しないところで伺っておきたいと思います。

先ほど来、説明がありましたように、この第1号議案は横芝地域にある集会所施設の指定管理の問題であります。柔軟な対応ができるようにという説明でしたけれども、この指定管理者制度の条例の設置の条文からいきますと、ここには協定書の締結というのがあります。ここでうたわれているもの、もう少し具体的に伺っておきたいんですが、協定書には次に掲げる事項を定めるものということで、6項目掲げられております。事業計画書に記載された事項、2番目に指定施設の管理に要する、費用に関する事項ということもうたわれております。これまで施設を利用していたその地域住民も、自治会あるいは区のいろんな年間行事についていろいろ計画を持ちながら、予算も組みながら執行してきたわけですが、それとの関係でここで言われている締結条件の内容について、事業計画といった場合にどういった中身になってくるのかは、ちょっと管理に要する費用ということで、これまでは消耗品的なものは全部地域が負担してきたわけですが、施設の大きなものについては公費で補修等もしていたいただいておりますので、この辺の関係が今度どういうふうになるのか、ひとつ説明していただきたいと思います。

それともう1点は、13条で原状の回復の義務というのがうたわれております。指定期間が満了したときにはその原状を回復していく必要があるということがあります。施設も新しいものもありますし、結構もう10年、20年経過しているものがありますので、そういう老朽化に伴うような場合の対応についても伺っておきたいと思います。

それともう1点は、14条です。しております損害賠償義務というところですが、故意にした場合は当然だと思いますけれども、ここで言われている賠償義務の範囲についてちょっと補足的に説明していただければと思います。よろしくお願いします。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、林英次君。

企画財政課長（林 英次君） ただいまのご質問の大綱4点でございますけれども、事業計画書の関係につきましては、現在地域のコミュニティーの、コミュニティーあるいは学習、集会の用に供するというので、それぞれ地区の総務員さんの方に利用について一応許可を願い、そして集会あるいは学習、あるいは地域コミュニティーの用に供しているということで、そういう集會に利用しているということでございます。

また、2点目の費用負担でございますけれども、今後どのようにということでございますけれども、旧横芝町の集会所また共同利用施設につきましては、一応現在小修繕、維持管理

に係る経費ということで、現在は電気料相当分、あるいは蛍光灯、そういうものの交換とか、周りの維持管理でございますね、その辺の支出をしております。ということで、今後、現在もそうでございますけれども、ある程度経費を伴うような修繕等につきましては町が負担してやっているという状況でございます。ただ、具体的に、じゃ、幾らからというところは具体的にまだはっきりした形では決めてございません。

それから、現状の回復義務ということで、老朽化に伴う修復ということでございますけれども、確かにこの集会所施設につきましては、昭和55、6年から、今回の31施設につきましては、昭和55、6年から建設が始まりまして、平成17年ですか、桜台集会所が一番最後の施設でございます。確かに、55、6年から建設されました集会所については各地区で雨漏り等、そういうものが出ておりますけれども、これら、老朽化に伴います修復がかなり出ておりますが、これらについては一応町が負担して修理をしているという現状でございます。

また、当然のごとく故意の賠償義務ということでございますけれども、当然のごとく施設を壊したり、ガラスを壊したりということになりますと、当然壊した者に賠償責任が生じるわけでございますので、そういうものは町から請求をするというようなことでございます。

以上でございます。

議長（伊藤良一君） 小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） 今の答弁いただいたんですが、おおよそこれまでと大きな変化はないというふうに理解はできるものです。若干地域で利用している電気料等についても地域住民の会費をもってこれまで当たっているんですけれども、若干地域の人たちが利用する場合にはこの施設は無料で扱っているんですが、地域外の人が利用した場合には一定の利用料を徴収してというか、支払いを受けてというところもあるようですけれども、この際の料金収入についてはその管理指定を受けた区で処理していいということなのか、もう1つお願いします。

議長（伊藤良一君） 企画財政課長、林英次君。

企画財政課長（林 英次君） これにつきましては、あくまでも地域住民用に供するということでございますので、地域外の人利用というものにつきましては、ちょっと想定しておりませんので、ちょっとお答えできないというふうに思われます。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 議案第2号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第6、議案第2号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって本案は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 議案第3号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第7、議案第3号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって本案は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 議案第4号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第8、議案第4号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって本案は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 議案第5号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第9、議案第5号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 議案第6号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第10、議案第6号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

小川征四郎君。

28番（小川征四郎君） ちょっと1点だけ伺っておきたいんですが、この間、プール等の指定管理を請け負った事業所がさらに下請けに回すという中でプールで事故がありましたけれども、今回ここで委託される施設については、そういったものは想定はしにくいんですけども、例えばいろんなスポーツ施設等、団体で使う場合には今かなり傷害保険等に入って利用されているんですが、公園等の遊具等についてはそこまではいかない、個人で利用されるという場合にはそういった保険に入っていない方も利用されるわけですね。そうした場合に事故が発生したときの、その事故防止対策等による責任関係はどういうふうになるか、事前にチェックする、事故発生しない対策が重要だと思うんですが、その辺についてちょっと考えを伺っておきたいと思います。

議長（伊藤良一君） 社会文化課長、布施勇君。

社会文化課長（布施 勇君） ただいまの施設関係の、安全対策の関係だと思いますが、現在、これはもちろん社会体育施設ももちろんそうなんです、そのほか社会教育施設も幾つかございますが、そういったところでの保険関係につきましては、町全体で入ってございます。また、損害賠償的なことも当然あるかと思いますが、これも町の施設の方の瑕疵とか、いわゆる過失的なものが当然あれば、これは町で当然損害賠償的な責任を負うということになるかと思いますが、そのほか、施設の現在、さきに小川議員さんが言われましたように、



あれからやはり県あるいは国の方からもそれぞれ調査が来ております。特にプールの関係ですが、プールにつきましても、ちょっとこの間の事故とはちょっと機能的に違うわけですが、いずれにしても給排水のところがあるわけですが、いずれも、早速再確認をいたしまして、特に問題はないということでございます。

あわせて、現在ほかのプール以外の社会体育施設あるいは社会教育施設、これらにつきましてもいろいろと点検を行ったところでございますが、一部図書館前の舗装等にちょっと支障がといたしますか、ちょっと暑さの関係で盛り上がったというところがありました。これも早速対処したところでございます。

以上であります。

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） 原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって本案は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 議案第7号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第11、議案第7号 平成18年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 議案第8号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第12、議案第8号 横芝光町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

ここでお諮りいたします。

本案は人事案件のため、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

#### 議案第9号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第13、議案第9号 横芝光町監査委員の選任についてを議題とします。

ここでお諮りいたします。

本案は人事案件のため、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第10号の質疑、討論、採決

議長（伊藤良一君） 日程第14、議案第10号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

ここでお諮りいたします。

本案は人事案件のため、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（伊藤良一君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり推薦することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（伊藤良一君） 挙手全員。

よって本案は原案のとおり推薦することに決定しました。

閉会の宣告

議長（伊藤良一君） 以上で、本臨時会に付議されました案件のすべてを終了いたしました。これをもちまして、平成18年8月横芝光町議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午後 4時40分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 伊藤 良一

議員 木島 昇

議員 鈴木 俊